

令和7年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業募集要項

1 趣旨

ふじみ野市民の文化芸術活動の振興および活性化を図るため、市内で実施する、自主的かつ創造的な事業を行う活動に対し補助金を交付します。

とくに、継続的・持続的に地域の文化振興に寄与することが期待され、住民が主体的に参加するアマチュア等の文化団体等による芸術文化の創造・普及活動への支援を行います。

2 補助対象となる事業

(1) 実施場所

ふじみ野市内

(2) 実施期間

審査結果公表日（5月中旬以降）～令和8年3月31日(火)

(3) 事業の対象分野

事業の対象分野は、文化芸術基本法第8条から第14条までに規定する文化芸術事業および活動とします（下表参照）。

分野	内容
芸術の振興	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

実施方法の例

演奏会、舞台公演、ワークショップ、展示、ギャラリートーク、文芸誌・画集などの発行・発表、メディア芸術、ウェブサイト・アプリケーションなどの制作・配信、これらを組み合わせた活動など

※上記は一例です。皆さんの創造的な事業の申請をお待ちしています。

(4) 対象となる事業のテーマ

次のいずれかのテーマに沿った文化芸術事業を申請してください。

テーマ1「文化芸術を活用し地域を元気にする事業」

- ・事業を通して市の魅力を高める、または市の魅力につながる質の高い文化芸術事業
- ・市民が参加、体験することができ、リピート効果のある文化芸術事業
- ・地域の伝統芸能や技術、民俗芸能を活かした文化芸術事業
- ・その他、市民の文化芸術の振興に寄与する文化芸術事業

テーマ2「文化芸術を活用した社会包摂的事业」

- ・子どもや高齢者、障がい者、日本語を母国語としない方などが、気軽に文化芸術に触れ親しむ機会、もしくは文化芸術を通して交流する機会を提供する文化芸術事業
- ・日本の伝統文化をテーマとする文化芸術事業
- ・その他、市長が認める文化芸術事業

※社会包摂とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

【補助の対象とならない事業】

- ・専ら営利を目的とするもの（但し、事業に関係するプログラムやグッズ販売などは除く）。
- ・特定の団体による、構成員等特定の者を対象とするもの。
- ・個人が自身のために実施するもの。
- ・特定の政治、宗教に関するもの。
- ・チャリティコンサートなど、寄附を主な目的として開催するもの。
- ・コンクール、コンテスト、教室（カルチャースクールを含む）・同好会・流派などが行う稽古事や習い事、発表会、温習会（おさらい会）などに該当するもの。
- ・学校教育の活動（学校の行事、部活動）に関するもの。
- ・国や県、市区町村が主催または共催するもの。
- ・他の制度による補助金や助成金を受けている（または受ける予定である）もの。
- ・事業内容の大部分を外部が主体となっていくもの。
- ・その他、この制度による補助が適当でないと認められるもの。

3 補助対象者

ふじみ野市内で継続的に文化芸術活動を行っているアマチュア等の個人または団体で、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者。なお、申請時点で１年以上の活動実績を有すること。

- (1) 20歳以上の個人
- (2) 代表者が20歳以上であり、かつ5人以上で構成される団体
- (3) (2) に該当する団体に所属する個人

なお、(2)(3)の団体は、次の①～⑤のいずれかに該当すること。

- ①文化施設や公民館で活動するサークル団体
- ②ふじみ野市内の自治組織
- ③ふじみ野市と包括連携協定を締結している大学等(※)またはその職員・学生を主な構成員とする団体
※文京学院大学、東邦音楽大学、大東文化大学、女子栄養大学、尚美学園大学、埼玉県立ふじみ野高校、学校法人ホンダ学園ホンダテクニカルカレッジ関東等。
- ④一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人
- ⑤法人格を有しない団体(任意団体)の場合には、次の要件を全て満たしている者
 - ・定款に類する規約・会則などを有し、その規約等により団体設立年月日および以下のすべてが確認できること
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ・自ら経理し、監査する等会計組織を有すること(代表者との兼務は不可)

【補助の対象にならない者】

- ・文化芸術事業を主な収入源とし生計を立てている者。
- ・令和7年度ふじみ野市企画提案型委託事業に採択されている者(代表者が同一、または会員の過半数が同一の者で構成される場合は、同一の団体とみなします)。
- ・暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例39号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)および代表者、役員、使用人、従業者、構成員に、暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条2号に規定する暴力団員及び第3条2号に規定する暴力団関係者をいう)に該当する者がいる団体

4 補助を受けることができる回数

1団体もしくは1個人あたり通算で3回まで

※主催者や代表者が同一の場合および、構成する団体員の過半数を同一の者が占める場合は、同一の団体とみなします。

5 補助金額

1回につき150,000円(消費税込み)を上限とし、予算の範囲内で市が認める額とします。

※補助金は概算払いとし、金融機関口座へ振り込みます。

※申請件数は、1団体もしくは1個人あたり1事業とします。

※1 事業が複数回で成立する場合、1 事業として申請することができます。ただし、関連するテーマ等が必要です。（例：隔月で開催するイベント、事前のワークショップを伴うコンサート、など）

※応募事業の件数および審査結果により、事業予算の範囲で事業を採択します。申請額が交付決定額とならない場合は、収支予算書を修正していただきます。

6 対象経費

会場設営費、報償費、印刷製本費、交通費、広報活動費、事務費、通信運搬費その他市長が必要と認める経費

区分	対象となる経費	対象にならない経費
会場設営費	会場設営費、舞台スタッフ費など施設利用料、備品利用料	自ら所有・管理する施設の使用料、打合せ等の施設使用料
報償費	外部から招へいする客演者、伴奏者、講師などに対する謝礼、原稿執筆料、翻訳料など	団体の構成員や事務局への支払い、賞品・賞金、謝礼として渡すために購入した金券、記録のための要員に対する賃金
印刷製本費	チラシ・ポスター・チケット、無料で配布するプログラムなどの製作費（用紙・インク代を含む）	有料で頒布するプログラム・CD・写真などの製作費、会員募集の案内などの製作費
交通費	外部から招へいする客演者、講師などに対する交通費	交通費の特別料金（グリーン車やビジネスクラスなど）、スタッフ等の交通費、ガソリン代
広報活動費	新聞・雑誌等の広告費など	
事務費	消耗品費（事業に使用する素材・実施に必要な文具など）、保険料	実施後も長期間継続的に使用可能な備品の購入費、光熱水費
通信運搬に係る経費	広報を目的としたチラシ・チケットの送付料、機材等の運搬費	物品購入に係る送料、代引手数料
その他、市長が必要と認める経費	楽器や機材などの借用料、著作権使用料、調律料、作曲料など	印紙代、振込手数料、個人への支給品代、記念品代、飲食代

※このほか、応募者の自主財源により賄うべき経費は補助対象外経費となります。表以外の項目など、不明な点についてはあらかじめ文化・スポーツ振興課にご相談ください。

【収入・経費についての注意事項】

・事業に係る一切の経費は、申請者の負担となります（公共施設の利用料等の減免そ

の他、市で経費の負担を行うことはありません）。

- ・ 入場料や参加費は申請者の収入とします。
- ・ 経費は、本事業に必要な範囲でのみ計上し、必要最小単位としてください。
- ・ 賃金・報償費については、交付決定（内定）以降の増額は、原則として認められません。また、賃金・報償費については根拠を求める場合があります。発生理由が不明確な場合や、単価が不適正な場合は、減額または補助の対象外になります。
- ・ 実施者において必ず行事保険等（対象経費）に加入してください。
- ・ 応募者が自らの費用により実施費用を拡充して応募することも可能です。

7 事業の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その応募者の申請は無効とします。

- （1）提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- （2）提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （3）提出期間までに必要な書類が揃わなかったとき。
- （4）補助上限額を超えた提案をしたとき（応募者自らの負担で事業を拡充する場合の全体事業費はこの限りではありません）。
- （5）提案書類が本要項様式および留意事項に適合しない場合。
- （6）その他不正な行為があったとき。

8 事業に係る問合せ先

ふじみ野市役所文化・スポーツ振興課文化振興係

〒356-8501ふじみ野市福岡1-1-1

電話 049-262-8124

メー bunka@city.fujimino.saitama.jp

令和7年度文化芸術活動未来応援事業 申請までの流れ

1 日程

令和7年度文化芸術活動未来応援事業の募集から審査結果の公表までの日程は次のとおりです。

	日程	内容
①	令和7年1月30日(木)午前9時～ 2月13日(木)午後5時	事業説明会の予約受付
②	令和7年2月16日(日) 午後1時30分～3時30分 令和7年2月17日(月) 午後1時30分～3時30分	事業説明会
③	令和7年4月1日(火)～4月30日(水) 平日午前9時～正午、午後1時～5時	申請書類の受付期間
④	令和7年5月中旬	結果の公表

2 募集要項の配布

文化・スポーツ振興課窓口および市ホームページにて配布します。

アドレス <https://www.city.fujimino.saitama.jp/benrinaservice/shinseishodownload/bunka/14662.html>



3 事業説明会

(1) 事業説明会への参加申し込み

事業説明会の参加は事前申込制です。

申込期間 令和7年1月30日(日)午前8時30分～

令和7年2月13日(木)午後5時

申込方法 ウェブフォーム (<https://logoform.jp/form/DTcE/882765>)



(2) 事業説明会

募集要項を基に、事業の概要や申請書類の作成方法について説明を行います。参加は任意です。事業に関する質問は、この説明会で受け付けます。

日時 ①令和7年2月16日(日)

午後1時30分～3時30分 (受付は午後1時15分から)

②令和7年2月17日(月)

午後1時30分～3時30分 (受付は午後1時15分から)

会場 ①ステラ・イースト ミーティングルームC（ふじみ野市福岡1-1-8）
②ステラ・ウェスト 多目的ルーム（ふじみ野市大井中央2-1-8）

4 申請書類の受付

受付期間中に、必要書類を文化・スポーツ振興課の窓口へ直接持参してください。

受付期間 令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)

受付時間 平日午前9時～正午、午後1時～5時

提出書類

- ① 文化芸術活動未来応援事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ② 事業計画書【別紙1】
- ③ 収支予算書【別紙2】
- ④ 団体等概要書【別紙3】
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※期間外の提出および、上記以外の方法による提出は選外とします。

※必要に応じてヒアリングを実施します。

5 審査および審査結果の公表

審査基準（P8～9）に基づいて文化・スポーツ振興課で審査し、ふじみ野市文化振興審議会の承認を経て採択事業を決定します。

補助が決定した事業名および実施者の一覧は、市ホームページにて公表します。併せて、補助が決定した事業の実施者には文化芸術活動未来応援事業補助金交付決定通知書をもって通知します。審査結果に関する質問および異議申し立ては受け付けません。

結果公表日 令和7年5月中旬（予定）

6 その他

- ・本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・提出・採択された提出書類の著作権は市に属します。
- ・提出された書類や資料は返却出来ません。
- ・市が応募者に無断で他の目的に使用することはありません。

令和7年度文化芸術活動未来応援事業 審査基準

1 目的

事業採択にあたり、透明性、公平性、確実な実行性を確保するため、審査基準を定めています。

2 審査対象

文化芸術活動未来応援事業補助金交付申請書および添付された事業計画書、収支予算書、団体等概要書、その他必要書類のほか、必要により行ったヒアリングの内容も含めます。

3 審査方法

市において、応募書類の内容を審査し、事業内容について評価基準に基づき配点します。

4 配点

創造性、先進性、実現性、公益性、リスク管理、特筆事項の各項目を、3段階で配点します。

5 配点の評価

配点の評価表		
配点	評価	
66～80点	A評価	大変良い提案である
41～65点	B評価	良い提案である
40点以下	C評価	計画の修正が必要

6 審査結果

- (1) A・B評価となった事業のうち、配点が上位の事業から採択します。
- (2) 採択された事業への補助金が事業予算に満たない場合、C評価の事業に書類の再提出を求め、再提出した内容がA・B評価になる場合は、事業予算の範囲で採択します。
- (3) 補助金額は上限150,000円の範囲で市長が認める額とします。
- (4) 配点結果および事業予算に応じて採択事業案を作成し、ふじみ野市文化振興審議会の承認を得て、補助事業を決定します。

7 審査基準

審査項目	審査基準	各項目の配点		
		5点	3点	1点
1創造性	①独自性があり、広く市民の文化芸術振興を普及する工夫がある。	◎	○	△
	②感性を育む芸術性が高い。	◎	○	△
	③多様な団体が協働しており、これまでにない事業が期待できる。	◎	○	△
	④過年度に実施した企画から発展・拡充があるか。	◎	○	△
2先進性	①公共施設や地域産業の活性化、市の魅力づくりなどへの効果が期待できる。	◎	○	△
	②事業の持続的な効果が期待できる。	◎	○	△
3実現性	①事業計画が具体的で実現性がある。	◎	○	△
	②収支予算が適切に積算されている。	◎	○	△
	③事業規模に対し適切な人数のスタッフが確保されている。	◎	○	△
	④スケジュールが綿密に計画されている。	◎	○	△
	⑤事業の安全を管理・確保できる体制がある。	◎	○	△
4公益性	①子ども、高齢者、障がい者、外国人などさまざまな人が関与することが期待できる。	◎	○	△
	②地域文化の形成や地域コミュニティづくりへの効果が期待できる。	◎	○	△
	③文化芸術を通して、地域課題を解決することが期待できる。	◎	○	△
5特筆事項	①未来への継承や人材育成が期待できる。	◎	○	△
	②その他、特筆される内容がある。	◎	○	△
	合計	／80点		

◎＝非常に良い ○＝良い △＝普通

※創造性について④は、過去に企画を採択された申請者のみ採点対象とし、初申請のものは5点とする。